

## 報告第1号

### 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成17年2月23日

提出者 足立区長 鈴木恒年

### 損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成17年1月7日	58,312円		平成16年12月8日、  玩具店前を園外保育のため引率移動中の辰沼保育園園児等が通りかかったところ、店先にある犬の置物に複数の園児が触れたため、置物が店の入り口自動ドアに向け転倒し、ドアガラスを破損する損害を与えた。